

税金は納期内に納めましょう

●申し込み・問い合わせ先

税務課（合志庁舎） ☎（248） 1114

日曜開庁でも納付できます

●とき

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。

コンビニエンスストアでも納付できます。税金は必ず納期内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

口座振替は金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

●口座振替できる金融機関
菊池地域農業協同組合、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、ゆうちょ銀行

●手続きに必要なもの
・預金通帳（口座番号確認）
・金融機関届出印
・納税通知書（納税義務者確認）

●申込先
税務課、西合志庁舎総合窓口課、泉ヶ丘支所、須屋支所、右記金融機関

●平成28年度 市税の納期限と口座振替日			
	軽自動車税	市 県 民 税 固 定 資 産 税 国民健康保険税	口座振替日
全期	5月31日(火)		口座振替依頼書提出期限※
1期		6月30日(木)	4月28日(木)
2期		8月1日(月)	5月31日(火)
3期		8月31日(水)	6月30日(木)
4期		9月30日(金)	7月29日(金)
5期		10月31日(月)	8月31日(水)
6期		11月30日(水)	9月30日(金)
7期		12月28日(水)	10月31日(月)
8期		1月31日(火)	11月30日(水)
			12月28日(水)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出期限は、上記よりさらに1カ月前になります。

平成28年度

軽自動車税の減免申請

障害者手帳を有する本人が所有、または精神障がいがある人・18才未満の身体障害者手帳所有者と同一生計の家族などが有し、通院・通学などのために使う軽自動車などは、申請により、1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

●申請期間 納税通知書が届いた日から5月24日(火)まで(平日のみ)

●申請先 税務課（合志庁舎）
●申請に必要なもの
自動車検査証（車検証）、運転免許証、納税通知書、印鑑、身体障害者手帳など（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）（※1）、個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（※2）。

※1 手帳の等級などは問いません。
※2 個人番号カードまたは通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか。

固定資産税課税台帳を縦覧・閲覧できます

●縦覧 納税者が市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。

●縦覧期限 6月30日(木) 平日のみ

●必要なもの 資格者であると確認できるもの（運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など）、印鑑

●手数料 無料

●必要なもの 資格者であると確認できるもの（運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など）、印鑑

資格者	縦 覧	関 覧
納税者	○	○
免税点未満*により課税されない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族	委任状が必要です	
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	当該権利の目的である土地・家屋
1月1日以降の新所有者	×	○

※同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）に満たないこと

合志市国民健康保険・後期高齢者医療制度

平成28年度人間ドック・

ユーパレス弁天利用補助

人間ドック

人間ドック受診費用の一部を補助します。検診受診は健康づくりの第一歩です。早期発見・早期治療のため、定期的に受診しましょう。

●対象

●国民健康保険加入者（1,000人）

・4月1日および受診日時点で国民健康保険に加入している人
・本年度中に満40才以上になる人
・国民健康保険税の滞納がない世帯の人
・特定健診を受けない人

●後期高齢者医療制度加入者（120人）

・受診日時点で後期高齢者医療制度に加入している人
・後期高齢者医療保険料の滞納がない人
・後期高齢者健診を受けない人

●補助の内容
人間ドック検診料金の7割以内で、上限25,000円

●申込先
西合志庁舎
健康づくり推進課
（国民健康保険加入者）
（後期高齢者医療制度加入者）
合志庁舎
市民課
泉ヶ丘支所・須屋支所

●申込先

西合志庁舎

健康づくり推進課

（国民健康保険加入者）

（後期高齢者医療制度加入者）

合志庁舎

市民課

泉ヶ丘支所・須屋支所

●持ってくるもの

保険証、印鑑（認め印可）

※コース内容・料金表などは4月20日（水）以降に各申込窓口へ配置します。

※人間ドック補助金申請書は5月2日（月）から各申込窓口へ配置します。

●申込期間

5月2日（月）～6月30日（木）

※期間外の受け付けはできません。

●注意事項

人間ドック受診後、被保険者資格の喪失や特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象に当てはまらないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。

●問い合わせ先

国民健康保険加入者（74歳までの人）

健康づくり推進課（西合志庁舎） ☎（242） 1183

後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の人）

高齢者支援課（西合志庁舎） ☎（242） 1109

ユーパレス弁天

プール・トレーニング

ジム利用券

ユーパレス弁天を利用して健康づくりを始めませんか。ユーパレス弁天のプールまたはトレーニングジムを1回200円で利用できる補助券を交付します。

●対象

・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
・本年度中に満40歳以上になる人
・保険税（料）の滞納がない世帯の人

●交付枚数
国民健康保険 30枚
後期高齢者医療制度 50枚

